

重要事項のご説明

※保険申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。

この書面では、火災保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(約款)」に記載しています。必要に応じて当社ホームページのWeb 約款をご参照いただくか、取扱代理店または当社にご請求ください。

しおり このマークに記載の項目は、「ご契約のしおり(約款)」に記載されています。

※「ご契約のしおり(約款)」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。

●保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、記名被保険者の方に必ずご説明ください。

用語のご説明	「ご契約のしおり(約款)」にも「用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。 しおり 保険期間、始期日、解約日、満期日、損害、免責金額、建物、家財、敷地内	
約款	<u>普通保険約款</u>	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	<u>特約</u>	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象(者)等	<u>保険契約者</u>	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	<u>被保険者</u>	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	<u>記名被保険者</u>	保険証券記載の被保険者をいいます。
	<u>保険の対象</u>	保険契約により補償される物をいいます。
保険金	<u>保険金</u>	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	<u>保険金額</u>	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険料	<u>保険料</u>	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
その他	<u>親族</u>	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
	<u>全焼・全壊</u>	「保険の対象である建物の焼失・流出または損壊した部分の床面積(汚損および水ぬれ損を被った部分の床面積を除きます。)」が「保険の対象である建物の延床面積」の●%以上である損害をいいます。
	<u>居住用建物</u>	建物の全部または一部で現実に世帯が生活を営んでいる建物。建築中の建物および常時居住の用に供している状態にある別荘(営業用を除きます。)、空家(売却用を除きます。)を含みます。
	<u>家財明記物件</u>	保険証券記載の建物が所在する敷地内に収容される貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で保険金額を定めて保険証券に明記したものをいいます。
	<u>屋外明記物件</u>	保険証券記載の建物が所在する敷地内に設置される①物置、車庫その他の付属建物(●㎡以上)②屋外設備であって、保険金額を定めて保険証券に明記したものをいいます。
	<u>再調達価額</u>	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
	<u>他の保険契約等</u>	この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
	<u>時価額</u>	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
	<u>危険</u>	損害の発生の可能性をいいます。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の名称、仕組み

① 商品の名称 契約概要

保険期間 1年～5年	家庭用火災保険「すまいの保険(5年以下用)」
保険期間 6年～36年	家庭用火災保険「すまいの保険(6年以上用)」

② 商品の仕組み 契約概要

基本となる補償(契約プラン)、自動的にセットされる特約(自動セット特約)、セットすることができる特約(任意セット特約)は次のとおりです。

	基本となる補償(契約プラン)					○：補償の対象 ×：補償の対象外	
	6つの補償プラン	5つの補償プラン	4つの補償 + 破損汚損プラン ^(注1)	4つの補償プラン	2つの補償プラン		
建物や家財の補償	火災、落雷 破裂、爆発	○	○	○	○	+ 地震保険 原則自動セット	
	風災、雹災 ^{ひょう} 雪災	○	○	○	○		
	水ぬれ	○	○	○	○		×
	盗 難	○	○	○	○		×
	水 災	○	○	×	×		×
	破損、汚損等 ^(注2)	○	×	○	×		×

(注1) 「4つの補償 + 破損汚損プラン」は、保険の対象となる建物がマンション戸室等で保険の対象に建物を含むご契約の場合にご選択いただけます。

(注2) 「すまいの保険(6年以上用)」の場合、家財の破損、汚損等の事故は補償されません。

+

	自動的にセットされる特約 (自動セット特約)	セットすることができる特約 (任意セット特約)
さらなる補償 (建物・家財)		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="background-color: #4a7c59; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">建物電氣的・機械的事故特約</div> <div style="background-color: #4a7c59; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">自宅外家財特約</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="background-color: #4a7c59; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">屋外明記物件特約</div> <div style="background-color: #4a7c59; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">家財明記物件特約</div> </div>
費用の補償	<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 5px;"> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">事故時諸費用特約</div> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">地震火災費用特約</div> </div> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px; text-align: center;">バルコニー等 修繕費用特約</div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 5px;"> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">失火見舞費用特約</div> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">類焼損害・見舞費用特約</div> </div> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px; text-align: center;">家賃収入特約</div>
賠償の補償		<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 5px;"> <div style="background-color: #70ad47; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">日常生活賠償特約</div> <div style="background-color: #70ad47; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">受託物賠償特約</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #70ad47; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">借家賠償・修理費用特約</div> <div style="background-color: #70ad47; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">賃貸建物所有者賠償 (示談代行なし)特約</div> </div>

(2) 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

① 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償(契約プラン)を構成する事故の概要および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金をお支払いする事故の説明		保険金をお支払いしない主な場合
1	火災、落雷、破裂・爆発	<ul style="list-style-type: none"> ■ 風、雨、雪、雹、砂塵の吹込みや漏入等による損害 ■ 置き忘れまたは紛失による損害 ■ 建物が所在する敷地外にある家財に生じた事故による損害 ■ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害
2	風災、雹災、雪災	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害 ■ 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害。
3	水ぬれ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害
4	盗難	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ■ 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって生じた損害
5	水災	<p>※破損、汚損等については、上記のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 電氣的・機械的事故(故障)によって生じた損害 ■ すり傷、かき傷、塗料のはがれ、落書き等の外観上の損傷または汚損(保険の対象の機能に支障をきたさない損害) ■ 電球、蛍光管、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害 ■ 楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化
6	破損、汚損等	等

② お支払いする損害保険金の額 契約概要 注意喚起情報

契約プランの補償の対象となる事故により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

保険の対象	支払保険金の額
建物	<p>【全焼・全壊の場合】 ▶ 損害保険金 = 建物保険金額</p> <p>【全焼・全壊以外の場合】 ▶ 損害保険金 = 損害額 - 免責金額(自己負担額)</p> <p>※ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき建物保険金額が限度となります。</p> <p>※免責金額(自己負担額)は●万円、●万円、●万円よりお選びいただけます。</p>
家財	<p>損害保険金 = 損害額 - 免責金額(自己負担額)</p> <p>※ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき家財保険金額が限度となります。</p> <p>※免責金額(自己負担額)は●万円、●万円、●万円よりお選びいただけます。</p>

※損害額の算出方法については、普通保険約款・特約をご参照ください。

※損害保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、上記以外に特約や事故の種類によって支払限度額や免責金額(自己負担額)が異なる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

③主な特約の概要 **契約概要**

特約には、次の2種類があります。

- ご契約時のお申出にかかわらず、保険種類やご契約条件に応じて自動的にセットされる特約(自動セット特約)
- ご契約時にお申出があり、当社が引き受ける場合にセットされる特約(任意セット特約)

自動セット特約	事故時諸費用特約	損害保険金が支払われるべき場合に、損害保険金の●%を事故時諸費用保険金としてお支払いします。
任意セット特約	日常生活賠償特約	日本国内において、記名被保険者やそのご家族等が日常生活で他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったことによる損害を補償します。
	類焼損害・見舞費用特約	火災、破裂または爆発の事故で、隣家に損害が生じた場合に支払った見舞金の費用等を補償します。

※特約の詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約をご参照ください。

④特約の補償重複 **注意喚起情報**

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。^(注)

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
1	家庭用火災保険の日常生活賠償特約	自動車保険の日常生活賠償特約
2	家庭用火災保険の携行品特約	傷害保険の携行品特約
3	家庭用火災保険(建物のご契約)の類焼損害・見舞費用特約	家庭用火災保険(家財のご契約)の類焼損害・見舞費用特約

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

⑤保険の対象 **契約概要**

保険の対象は、「**居住用建物**」^(注1)(作業場を除きます。)または「**家財**」^{(注2)(注3)}です。

(注1) 以下のa.~f.は、保険申込書記載の建物が所在する敷地内に設置されていて、記名被保険者の所有するものであれば、保険の対象に含まれます。

- a. 畳、建具、建物設備(建物に定着している電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備) b. 建物の基礎 c. 門、塀、垣(かき)
d. 物置、車庫その他の付属建物(延床面積が●㎡未満のもの)^(注4) e. 庭木 f. 屋外設備^(注4)

(注2) 「すまいの保険(6年以上用)」の場合、必ず建物を保険の対象としていただきます。家財のみを保険の対象とすることはできません。

(注3) 貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品も保険の対象に含まれます。ただし、これらに生じた1個または1組ごとに●万円を超える損害については、その損害額を●万円とみなします。●万円を超える補償が必要な場合は、家財の保険金額とは別に、「**家財明記物件**」として保険金額を設定してください。家財明記物件特約がセットされます。

(注4) 次のa. またはb. の場合は、建物の保険金額とは別に、「**屋外明記物件**」として保険金額を設定してください。屋外明記物件特約がセットされます。

- 「延床面積が●㎡以上の物置、車庫その他の付属建物」を保険の対象とする場合
- 「屋外設備」の**再調達価額**が●万円を超え、●万円を超える補償が必要な場合

家財を保険の対象とする場合でも、次のものは保険の対象に含まれないため、これらに生じた損害は補償されません^(注)。

船舶・航空機およびこれらの付属品、自動車およびその付属品(自動車に定着・装備されているもの等)、ラジオコントロール模型およびその付属品、携帯電話等の携帯式通信機器およびその付属品、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢、動植物、通貨、小切手、乗車券等、預貯金証書、有価証券、クレジットカード、プリペイドカード、運転免許証、パスポート、設計書、プログラム、データ 等

(注) 盗難に限り、通貨、小切手、乗車券、預貯金証書も保険の対象に含まれます。

⑥保険金額の設定 **契約概要**

保険金額は、次のa. b. にご注意ください。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

- 建物を保険の対象とする場合

「建物保険金額設定上限額」^(注1)を上限とし、「建物保険金額設定上限額」の●%を下限とする範囲内で、

●万円以上●万円単位でお決めください^(注2)。

- 家財を保険の対象とする場合

●万円以上●万円単位でお決めください。保険金額は、再調達価額を限度に、お客さまのご希望に応じて自由に設定いただけます^(注2)。

(注1) 同じ建物を保険の対象とする**他の保険契約等**がある場合は、すべての保険契約等の合計保険金額に対して、建物保険金額設定上限額を適用します。

(注2) 複数の契約に分けて加入する場合は、契約をまとめて加入するよりも、**保険料**の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

⑦保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

- 保険期間：P 2、1(1)①「商品の名称」をご参照ください。
- 補償の開始：始期日の午後●時(これと異なる時刻が保険申込書に記載されている場合は、その時刻)
- 補償の終了：満期日の午後●時

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・面積・構造等によって決まります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

②保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます(現金により払い込むことも可能です)。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

○：選択できます ×：選択できません

主な払込方法	分割払 ^(注)		一時払
	月払	年払	長期一括払
口座振替	○	○	○
クレジットカード払	×	×	○

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。 **しおり** その他の保険料払込方法(団体扱・集団扱)

(注)「すまいの保険(6年以上用)」の場合、保険料の全額を一括して払い込む方法(長期一括払)に限ります。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い **注意喚起情報**

保険料払込方法が口座振替、クレジットカード払の場合は保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

(4) 地震保険の取扱い

①商品の仕組み **契約概要** **注意喚起情報**

地震保険は、家庭用火災保険(以下、(4)において「主契約」といいます。)とあわせてご契約ください。地震保険を単独で契約することはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、保険申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名(または押印)ください。

②補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
	建 物	家 財	
全 損	主要構造部 ^(注) の損害額が建物の時価額の50%以上	家財の損害額が家財の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の全額(時価額が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上		
半 損	主要構造部の損害額が建物の時価額の20%~50%未満	家財の損害額が家財の時価額の30%~80%未満	地震保険の保険金額の50%(時価額の50%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%~70%未満		
一部損	主要構造部の損害額が建物の時価額の3%~20%未満	家財の損害額が家財の時価額の10%~30%未満	地震保険の保険金額の5%(時価額の5%が限度)
	全損・半損に至らない建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水		

(注) 基礎、柱、壁、屋根等をいいます。

※ 1回の地震等^(注1)による損害保険会社全社で算出された保険金の総額が●兆●●●●億円^(注2)を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{\text{●兆●●●●億円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

(注1) 72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

(注2) 平成●年●月現在。

しおり 地震保険損害認定基準(抜粋)

しおり の項目については、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

【波線付青文字】の用語については、P1 **用語のご説明** をご参照ください。

③保険金をお支払いしない主な場合等

契約概要

注意喚起情報

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害 等

④保険期間

注意喚起情報

- 主契約が「すまいの保険(5年以下用)」の場合
主契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。
- 主契約が「すまいの保険(6年以上用)」の場合
地震保険を1年または5年ずつ自動的に継続する方式や最高5年までの長期契約とする方式があります。
なお、主契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。
- 主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。

⑤引受条件(保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等)

契約概要

- a. 地震保険の対象は「居住用建物」または「家財」です^(注)。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。
- b. 次のものは地震保険の対象に含まれません。

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 自動車
- 貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

(注) 屋外明記物件および家財明記物件には地震保険はセットできません。

- 地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%~50%の範囲内で1万円単位で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。
- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引を適用できる場合があります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

* 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約(地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受できませんのでご注意ください。

(5)満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1)告知義務(保険申込書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

保険契約者、記名被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。

告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、**危険**に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①建物または家財を収容する建物の情報
所在地、面積、構造、建物形態・用法、建物内の職作業、建築年月、共同住宅戸室数、建築費または取得価額
- ②他の保険契約等に関する情報(建物を保険の対象とする場合)
建物を保険の対象とする他の保険契約または共済契約
- ③地震保険の割引に関する情報(該当するいずれかの割引を適用する場合)
建築年割引、耐震等級割引、耐震診断割引、免震建築物割引

